

4. Column③ : 【交通事故】交通事故でお悩みの皆様へ

当事務所では、交通事故問題についても、年間150件以上のご依頼をいただき、多数の案件に対応しております。



どうすればいいの？
とお悩みの皆様へ

後遺障害って？

保険会社の話を
信じていいの？

誰に相談すれば
いいんだろう？



いつまで治療費は
出してくれるんだろう？

症状固定って
どういうことだろう？

弁護士に相談したら
かえて高いのかな？



ある日、突然に交通事故に遭ってしまった。

その日から、いつも日常が一変してしまいます。

交通事故に遭われたあなたは、今、様々な問題でお悩みではありませんか。

交通事故の被害に遭ってしまった方は、加害者から賠償を受けることができます。

ですが、適正な賠償を受けることは、決して簡単ではありません。

複雑な保険システムを理解し、保険会社との交渉をクリアしていかなければなりません。

交通事故でお悩みの方にとって、少しでもお役に立つことができれば幸いです。

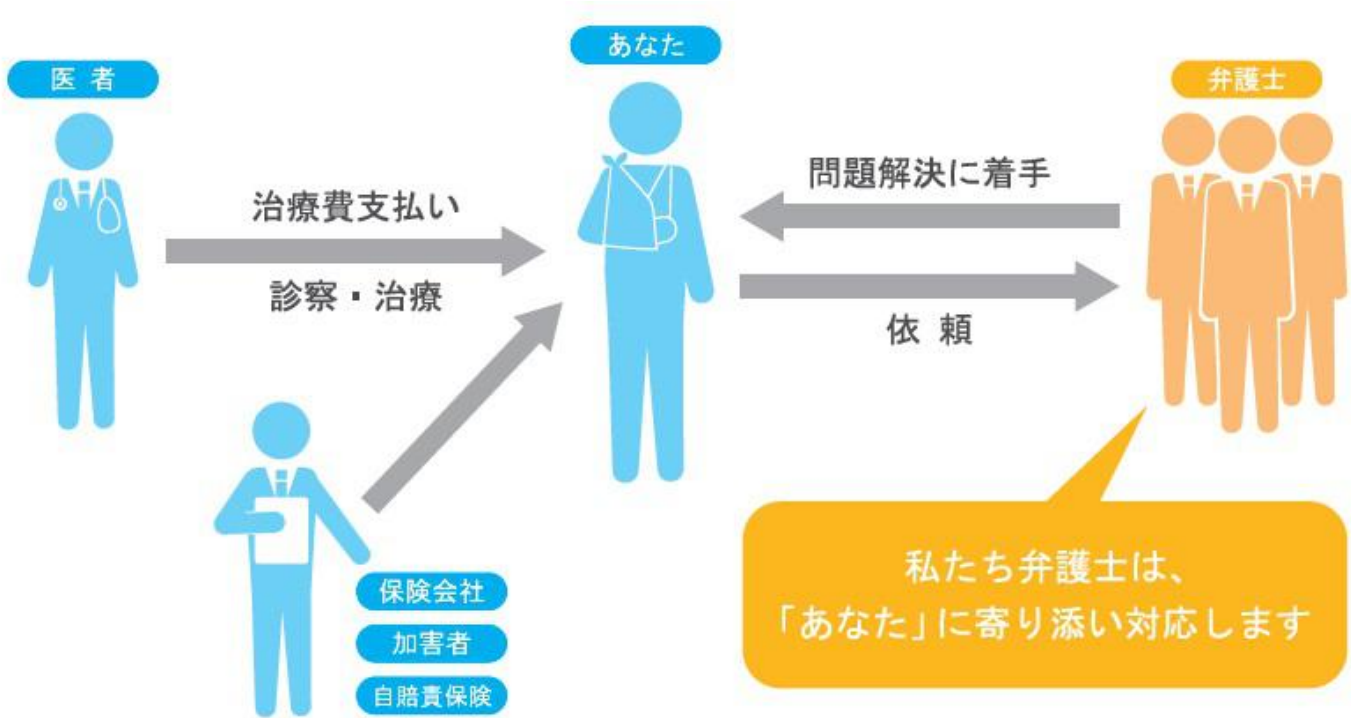
詳しくは以下のサイトをご参照ください。

交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>



●保険会社との交渉

私たち弁護士は、「あなた」に寄り添い対応します。



交通事故被害にあった「あなた」のお体は「医師」の先生が診てくれます。

しかし、「医師」の先生は医療の『プロ』ですが、保険会社や加害者、自賠責保険等との交渉・法律の『プロ』ではありません。

私たち弁護士は「あなた」に寄り添い、「あなた」が交通事故で失った日常を取り戻すことができるよう、全力で対応します。

事故直後から電話をくれた保険会社の担当者。

「あなた」のために治療費や休業補償を支払ってくれたり、資料を取り寄せたりしてくれます。

突然の交通事故に遭った「あなた」にとって、頼りになる方だったかもしれません。

ですが、保険会社は「あなた」に保険金を支払う立場です。

そして、保険会社も会社である以上、会社の利益を考える立場にあります。

本当に「あなた」が保障されるべき保険金を支払ってくれる保障はあるのでしょうか。



その示談に
ちょっと待った!

保険会社は、交通事故の『プロ』です。突然に交通事故に遭った「あなた」が、果たして交通事故の交渉・知識で太刀打ちできるでしょうか。

「あなた」の気づかないところで、保険金を大幅に少ない金額に減額されているかもしれません。

交通事故の『プロ』である保険会社と対等に渡り合うためにも、

交通事故の『プロ』である私たち弁護士にご相談ください。

弁護士 が答える



Q1

事故から6ヶ月後に、保険会社の担当者から、「症状固定になったので、治療費の支払いを打ち切ります。」と言われました。もう「症状固定」と言われたら、従うしかないのでしょうか。

A

「症状固定」の判断は、医者にしかできません。保険会社の担当者の意見には従う必要はありません。

Q2

保険会社の担当者から、「あなたは働いていないので休業補償はありません。」と言われました。たしかに働いてはいないのですが、家事をしていました。何も保障されないのでしょうか。

A

主婦の方でも、休業補償は認められます。

【弁護士費用】

初期費用	初回相談無料 着手金無料 損害賠償金の獲得まで費用はかかりません
弁護士費用	20万円+賠償金×10%+実費 すべて完全後払
弁護士費用特約がある場合	最大300万円までの弁護士費用の補償 保険金限度内であればご負担はありません

※弁護士費用特約を利用できる場合、法律相談料・着手金・報酬金は別途、事務所規定に従い発生いたします。詳しくは、当事務所までお尋ねください。